

4. 精神衛生室の状況

(1) 創 設

1月1日より準備開始、4月1日より作業に着手。10月1日精神衛生に関する業務の強化をはかるため精神衛生室を新設。

(2) 精神衛生対策要綱

A. 要 旨

精神衛生的方法により、従業員の能力を開発向上し、人間関係の負因子をのぞいて良好な関係を促進し、企業の生産性をたかめるとともに、従業員の福祉を向上するために、下記のような対策を実施する。

B. 作業の範囲

- a. 高次精神活動に関する精神医学、心理学的研究調査及び支持援助
- b. 教育訓練に対する精神医学、心理学的研究調査及び参画
- c. 人間関係、職場志気などの産業心理学的、行動科学的調査研究
- d. 精神神経疲労対策の研究調査、実施への協力
- e. 採用、適性配置、配転などに関する精神医学的、心理学的調査研究
- f. 災害事故調査への参画
- g. 疾病休業の職種、職場、原因別などの諸因子の分析と対策の考究
- h. 精神的問題者の調査研究と相談
- i. 問題者の周辺調査と対策立案

C. 当面可能な作業

- a. 個人面接相談
- b. グループカウンセリング
- c. 自己啓発、教育等に資料提供、推薦、協力
- d. 懇談会、講演会等